

令和〇〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

届出者 ※管理団体又は所有者若しくは管理責任者を記載
住所 秋田県秋田市〇〇
氏名 秋田 次郎

史跡名勝天然記念物の土地の所在等の異動届

文化財保護法第115条第2項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む）にこの規定及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条に基づき、下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
史跡秋田城跡
- 2 指定年月日
昭和14年9月7日（昭和53年3月22日追加指定）
- 3 史跡、名称又は天然記念物の所在地
秋田県秋田市寺内
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名・名称 秋田 次郎
住所 秋田県秋田市〇〇

※（所有者が複数いる場合は、当該異動届の対象となる土地の地番や土地の所有者及び所有者住所を確認できるように記載すること。）

- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
名称 秋田市 秋田市長 沼谷 純
所在地 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
- 7 異動前の土地の所在、地番、地目、地積
所在、地番 秋田県秋田市〇〇
地目 畑、宅地など
地積 〇〇㎡

※対象の土地が複数ある場合は、別紙でも可

- 8 異動後の土地の所在、地番、地目、地積
所在、地番 秋田県秋田市△△
地 目 畑、宅地など
地 積 △△㎡

※対象の土地が複数ある場合は、別紙でも可

- 9 その他参考となるべき事項

※届出書には、土地の所在等を証明する書類（土地登記全部事項証明書等）を添えること